

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月1日

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 仲田裕之

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 前田貴宏

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番1号  
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 風間祥行

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店  
  
(東京都台東区三筋1丁目1番1号)

株式会社栃木銀行大宮支店  
  
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)

株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供するものであります。

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当行第123期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株当たり 金14円 総額 1,471,305,864円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日（金曜日）

#### 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当行定款において、監査等委員会設置会社に移行するための監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

(2) その他、現行定款の趣旨をより明確化するための条文の追加、文言の修正、字句の調整及び各変更に伴う条数の変更等を合わせて行う。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役として、仲田裕之、富川善守、荻原孝志、須藤幸昌、秋元憲一、篠崎佳弘、大谷恭久、荒川政利、竹澤秀樹の9名を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

取締役として、石渡教夫、亀岡晶子、吉澤一子、須賀英之、岡本直之の5名を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とする。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額80百万円以内とする。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度における報酬等の枠を廃止し、改めて本制度の対象となる取締役について報酬等の枠を設定し、本制度を継続することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	789,367	33,698	0	95.91	可決
第2号議案	789,112	33,951	0	95.88	可決
第3号議案					
仲田 裕之	742,101	80,963	0	90.16	可決
富川 善守	744,685	78,380	0	90.48	可決
荻原 孝志	750,110	72,955	0	91.14	可決
須藤 幸昌	783,996	39,069	0	95.25	可決
秋元 憲一	783,950	39,115	0	95.25	可決
篠崎 佳弘	784,113	38,952	0	95.27	可決
大谷 恭久	760,089	62,976	0	92.35	可決
荒川 政利	752,199	70,866	0	91.39	可決
竹澤 秀樹	786,638	36,427	0	95.57	可決
第4号議案					
石渡 教夫	784,561	38,464	0	95.33	可決
亀岡 晶子	726,871	96,152	0	88.32	可決
吉澤 一子	746,877	76,146	0	90.75	可決
須賀 英之	744,144	78,879	0	90.42	可決
岡本 直之	788,814	34,211	0	95.84	可決
第5号議案	786,081	35,288	1,696	95.51	可決
第6号議案	785,753	35,616	1,696	95.47	可決
第7号議案	784,896	38,169	0	95.36	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案・第5号議案・第6号議案・第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成で可決されます。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成で可決されます。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数および本総会当日に出席し、各議案の賛否に関して確認できた株主の一部が行使した議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛否を確認できなかった議決権の数の一部は加算しておりません。

以上